

地方版図柄入りナンバープレートの 制度概要について【資料1※】

- ※ 「新規導入地域向け地方版図柄入りナンバープレートに係る説明会（5/28国交省開催）」の資料のうち、関係箇所を抜粋・編集したもの
- ※ 今回の募集から新設された手続き等に係る箇所を、**新**と表記した。

図柄入りナンバープレートとは

- 国土交通省においては、ナンバープレートの多角的な活用を図る観点から、平成29年から図柄入りナンバープレートを導入。
- 今般、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートに続く、全国版図柄入りナンバープレートを令和4年4月18日から交付開始。
- 地方版図柄入りナンバープレートについては、令和4年4月26日から新たな導入地域の募集を開始。

	交付地域の単位	図柄	交付時期	交付手数料 (登録車 中板2枚)	申込件数	寄付金の使途
ラグビー ワールドカップ 特別仕様 ナンバープレート	全国		平成29年 4月3日～ 令和2年 1月31日 ※交付終了	7,080円 ～ 9,200円 (+1,000円以上 の寄付)	約292,000件	会場までの輸送力の増強等 ※実績: ・主要駅や空港から会場までの シャトルバス運行事業等(約 5,562万円)
東京2020オリンピック・ パラリンピック競技大会特別仕様 ナンバープレート	全国	 ※オリンピックとパラリンピック のエンブレムをセットで交付	平成29年 10月10日～ 令和3年 11月30日 ※交付終了	7,300円 ～ 9,500円 (+1,000円以上 の寄付)	約2,894,000件	ノンステップバス、 UDタクシーの整備等 ※実績: ・ノンステップバス75台(約6,263万 円) ・UDタクシー345台(約7,342万円)
地方版図柄入り ナンバープレート	ナンバー プレートの 地域名 表示単位		【第1弾】 平成30年10月1～ (41地域) 【第2弾】 令和2年5月11日 ～ (17地域)	7,380円 ～ 8,740円 (+1,000円以上 の寄付)	約265,000件 (41地域) 約54,000件 (17地域) ※令和4年4月末時点	当該地域における自動車交通 サービスの整備・改善 ※実績 令和元年度: ・熊本(約358万円) 令和2年度: ・徳島(約22万円) ・香川(約97万円)
全国版図柄入り ナンバープレート	全国		令和4年 4月18日～ 令和9年 4月30日	7,730円 ～ 9,200円 (+1,000円以上 の寄付)	約26,000件 ※令和4年4月末時点	交通サービスの改善・観光振興 等の道路交通環境向上に向け た取組

ご当地ナンバーと地方版図柄入りナンバー

地域名表示

地域の要望に応じて追加的に新たな地域名を定めたものが「ご当地ナンバー」(46地域導入済)

地方版図柄入りナンバープレート

観光資源等をモチーフとしたデザインを施したナンバープレート(58地域導入済)



➤ ご当地ナンバー導入地域

第1弾:平成18年10月 19地域

第2弾:平成26年11月 10地域

第3弾:令和 2年 5月 17地域

➤ 地方版図柄入りナンバープレート導入地域

第1弾:平成30年10月 41地域

第2弾:令和 2年 5月 17地域

ご当地ナンバー第3弾から、地方版図柄入りナンバープレートをあわせて導入することを必須とした

地域名表示・ご当地ナンバー地域一覧

運輸支局等		表示文字	運輸支局等		表示文字	運輸支局等		表示文字	運輸支局等		表示文字			
北海道	札幌	札幌	関東	佐野	とちぎ	中部	三重	三重	九州	福岡	福岡			
	函館	函館		群馬	群馬			神奈川		横浜	鈴鹿	北九州	北九州	
	旭川	旭川			高崎			川崎		川崎	四日市	久留米	久留米	
	室蘭	室蘭		前橋	相模			相模		湘南	湘南	伊勢志摩	筑豊	筑豊
		苫小牧		大宮	山梨	山梨	山梨	富士山		滋賀	佐賀	佐賀		
	釧路	釧路		川口	北陸信越	新潟	新潟	新潟		京都	京都	長崎	長崎	
	帯広	帯広		熊谷						熊谷	熊谷	熊谷	大阪	大阪
北見		北見	春日部	春日部					春日部	なにわ	なにわ	佐世保	佐世保	
東北	青森	青森	春日部	越谷					長岡	長岡	和泉	和泉	熊本	熊本
	八戸	八戸	所沢	所沢					富山	富山	神戸	神戸	大分	大分
		岩手	盛岡	千葉					千葉	石川			石川	奈良
	宮城	仙台	野田	野田					野田	長野	長野	和歌山	和歌山	鹿児島
		秋田	山形	習志野	習志野	松本	松本	奈良	飛鳥	奄美	奄美			
	山形	庄内	福島	習志野	市川	福井	福井	鳥取	鳥取	沖縄	沖縄			
		福島	会津	袖ヶ浦	袖ヶ浦	岐阜	岐阜	島根	島根	宮古島	宮古島			
いわき	白河		東京	品川	静岡	静岡	岡山	倉敷	八重山	八重山				
	関東	茨城	水戸	足立	江東	浜松	浜松	山口	下関	<p>●ご当地ナンバー</p> <p>橙塗はご当地ナンバー第1弾 (平成18~20年:19種類)</p> <p>青塗はご当地ナンバー第2弾 (平成26年:10種類)</p> <p>黄塗はご当地ナンバー第3弾 (令和2年:17種類)</p> <p>●ナンバーの地域名表示数 合計:133 ※知床・富士山は1で集計 (ご当地46 その他87)</p>				
土浦		つくば	練馬	練馬	愛知	豊橋	豊橋	徳島	徳島					
		栃木	宇都宮	練馬	杉並	西三河	岡崎	香川	高松					
那須			板橋		小牧	尾張小牧	愛媛	愛媛						
那須	那須	那須	多摩	多摩	小牧	一宮	高知	高知						
				八王子	八王子	春日井								

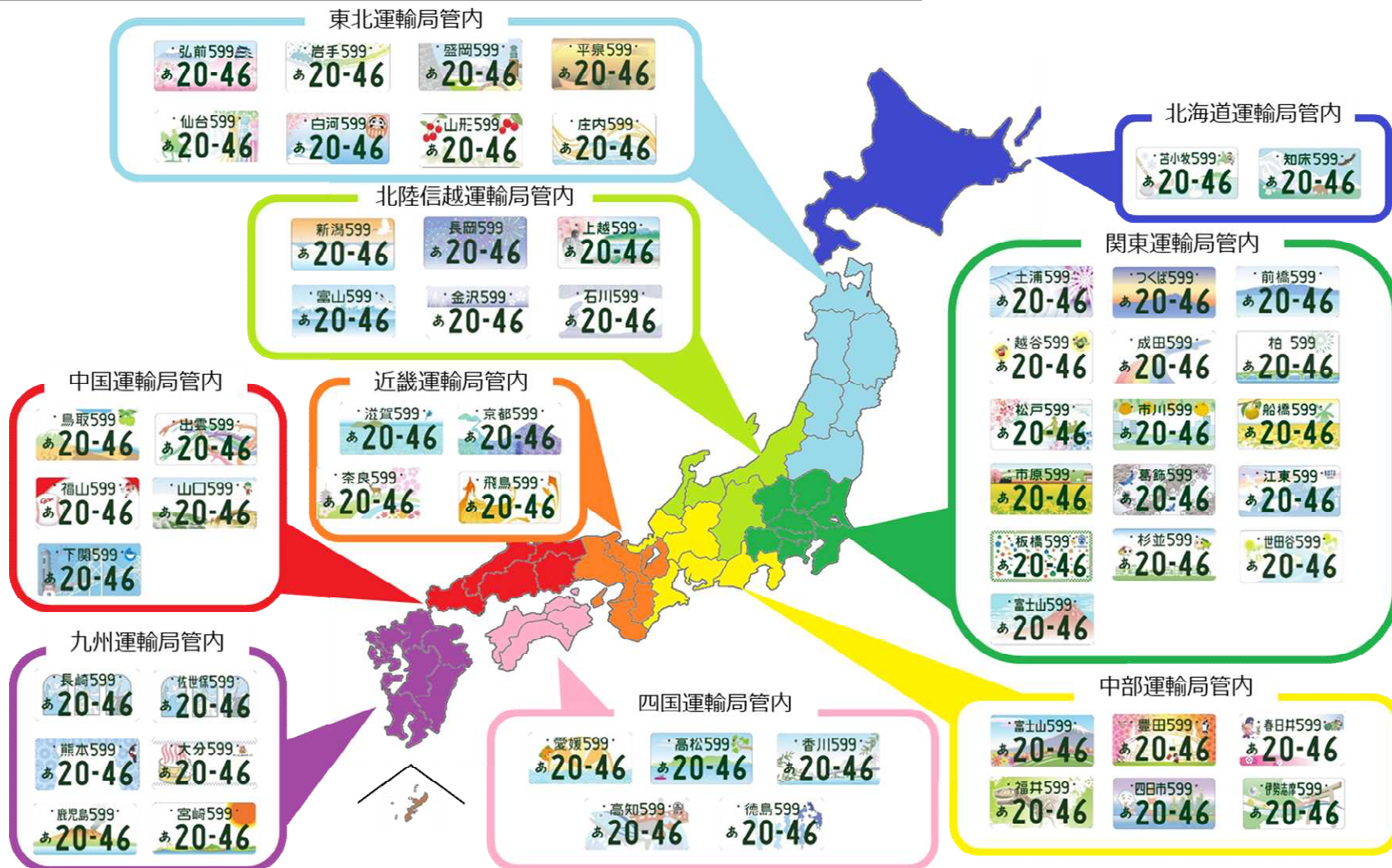
現在の地方版図柄入りナンバープレートの交付地域一覧

導入地域…58/133地域

第1弾：平成30年10月 41地域（仙台・つくば・富士山・豊田等）

第2弾：令和2年5月 17地域（弘前・松戸・江東・四日市・飛鳥等）

※ 第2弾地方版図柄入りナンバープレートについては、ご当地ナンバーと組み合わせて募集。



(1)ご当地ナンバーの導入・変更を伴う図柄の導入

(2)ご当地ナンバーの導入を伴わない図柄の導入

①市区町村による導入(地域名表示単位)

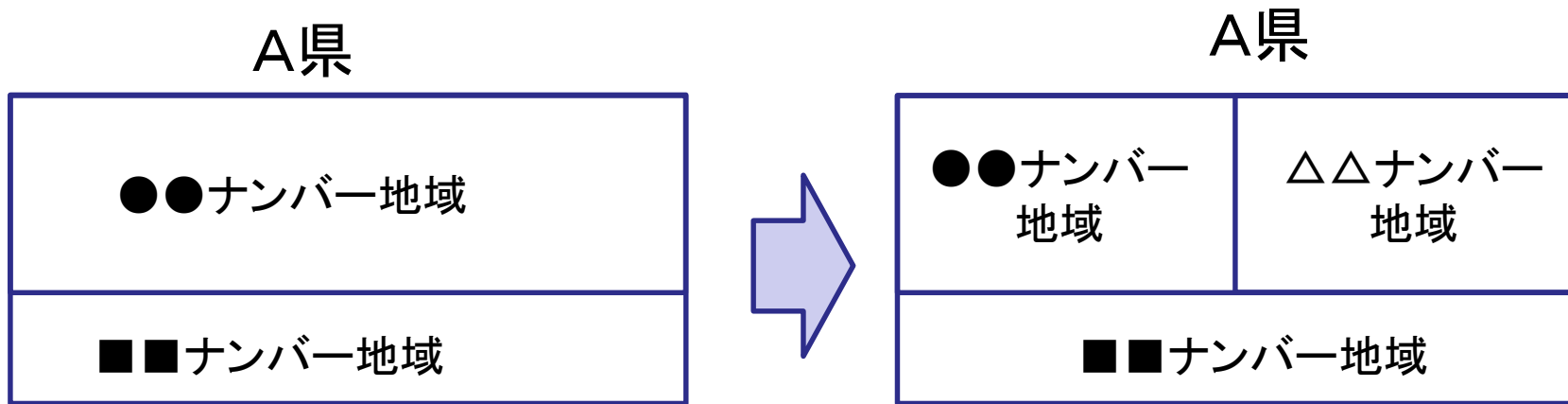
②都道府県による導入(地域名表示単位)

③都道府県による導入(都道府県単位)

新

※ご当地ナンバーを導入・変更する場合は、(1)による図柄の導入が必須

図柄の導入方法イメージ



上図のパターンの場合・・・

(1)ご当地ナンバーの導入・変更を伴う図柄の導入

⇒新たに△△ナンバー地域を導入し、当該地域で取り付け可能な図柄を導入

(2)ご当地ナンバーの導入を伴わない図柄の導入

①市区町村による導入(地域名表示単位)

⇒■ ■(●●)ナンバー地域で取り付け可能な図柄を、■ ■(●●)地域の市区町村が主体として導入

②都道府県による導入(地域名表示単位)

⇒■ ■(●●)ナンバー地域で取り付け可能な図柄を、A県が主体として導入

③都道府県による導入(都道府県単位)

⇒●●、■ ■、△△全地域で取り付け可能な図柄をA県が導入

新

<フルカラー版>

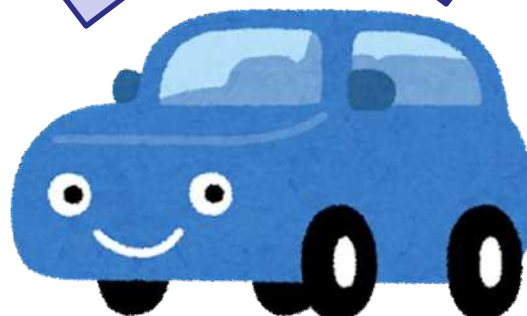


<モノトーン版>



地域振興等に活用される
1,000円以上の寄付金

選択可能



自動車ユーザー

※図柄が施されない通常のナンバープレートも選択可能

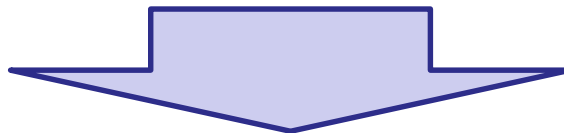
対象とする車種及びナンバープレート

図柄入りナンバープレートは、以下の条件をすべて満たす場合に取り付け可能

- ①登録自動車又は軽自動車
- ②希望番号制度の対象
- ③次に掲げる用途及びナンバープレート

	用途	ナンバープレート(※)
登録自動車	自家用及び事業用	大型番号標及び中型番号標
軽自動車	自家用	中型番号標

※大型番号標・・・大型トラックのサイズのナンバープレート
 中型番号標・・・普通自動車のサイズのナンバープレート



取り付け対象外車両

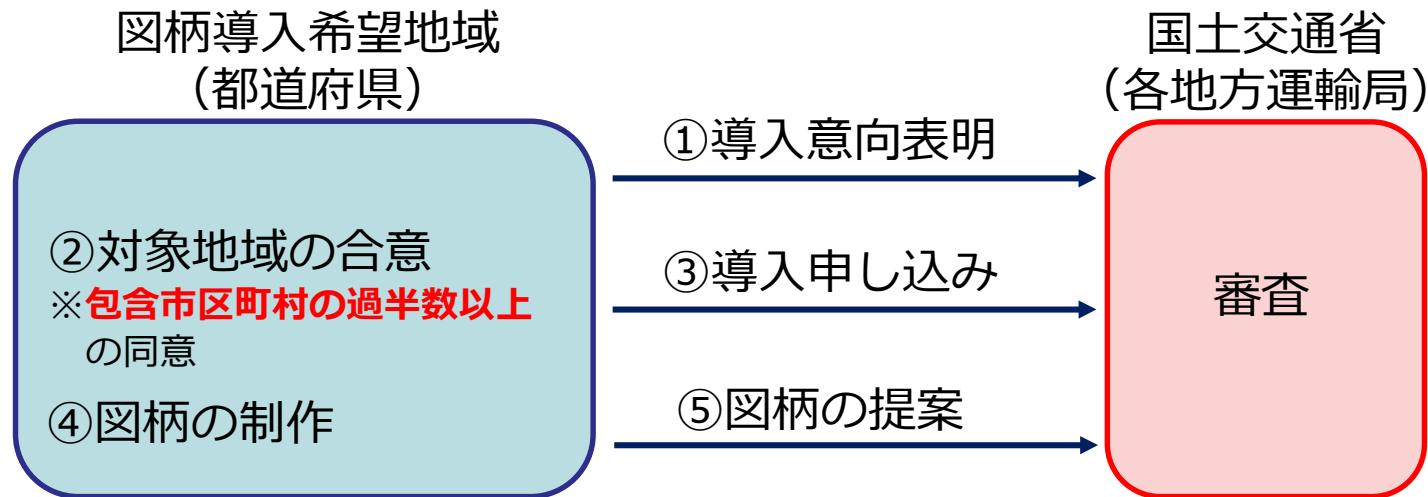
- 軽自動車のうち
 - ・事業用(ナンバープレートが黒色・黄文字)
 - ・レンタカー(ナンバープレートの平仮名が「わ」)
 - ・駐留軍人軍属車両(ナンバープレートの平仮名部分が「A、B」)
- 二輪車

図柄の選定基準のポイント

- ①地域住民等の意向が踏まえられていること
 - ②その地域の特色を表現していること
 - ③地域振興・観光振興に資するものであること
 - ④ナンバープレートとしての視認性が十分確保されていること
- 等

NG例

- ✓ 地域と関連のないモチーフの使用（地域と関連のない国民的キャラクターやそれを連想させる模様など）
- ✓ 無地あるいは無地に見えるもの
- ✓ ナンバープレートの数字等と一体化したデザイン
- ✓ ナンバープレートの数字等と誤認されるような文字の使用



ポイント

- ✓ 導入申し込みの前提として、導入意向表明の提出が必要
- ✓ 導入意向表明は、対象地域の全ての市区町村の同意がなくとも提出可能
- ✓ 対象地域の同意等は、「議会の議決」まで求めない(同意確認の形式は問わない)
- ✓ ③⑤の手続きにあたって、地域住民の賛同が得られていることを示す必要あり

地域住民等の合意・意向確認方法のポイント

- ✓ 地域住民の合意・意向の確認結果が、客観的に地域住民等の賛同が得られていると考えられるものであること
- ✓ 地域的その他の属性に大きな偏りが無いこと
- ✓ 制度について正しく説明していること
- ご当地ナンバーの取り付けは、原則選択制ではない
- 図柄入りナンバーの取り付けは、選択制である 等
- ✓ 有識者等による審査等によって図柄を選定することを可能とするが、地域住民の意向を踏まえること

※ 合意・意向確認を明らかに不十分な方法で行っていた場合、国土交通省から追加情報の提出等を依頼することがあるほか、導入が認められないことがあります。

交付までのスケジュール・提出物

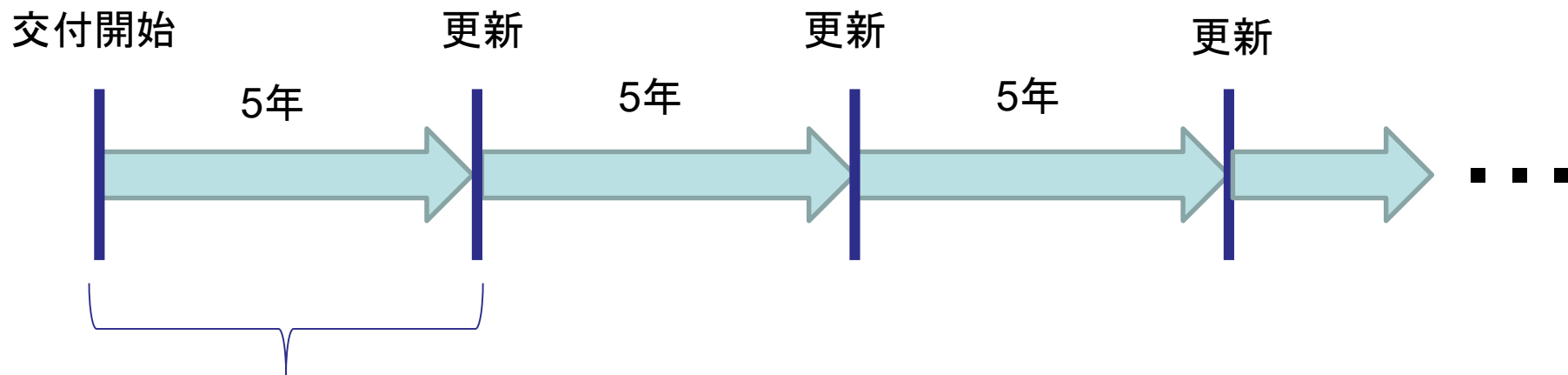
○ご当地ナンバーの導入・変更を伴う図柄

	時期	提出物
意向表明	～令和4年11月30日	・導入意向表明書(様式1)
導入申込	令和5年3月15日～令和5年3月31日	・導入申込書(様式2)
図柄提案	令和5年11月1日～令和5年12月28日	・図柄に関する提案書 (様式5-1、5-2)
交付開始	令和7年5月頃	・普及促進計画(図柄の導入・ 変更時)(様式6-1、6-2)

○ご当地ナンバーの導入・変更を伴わない図柄

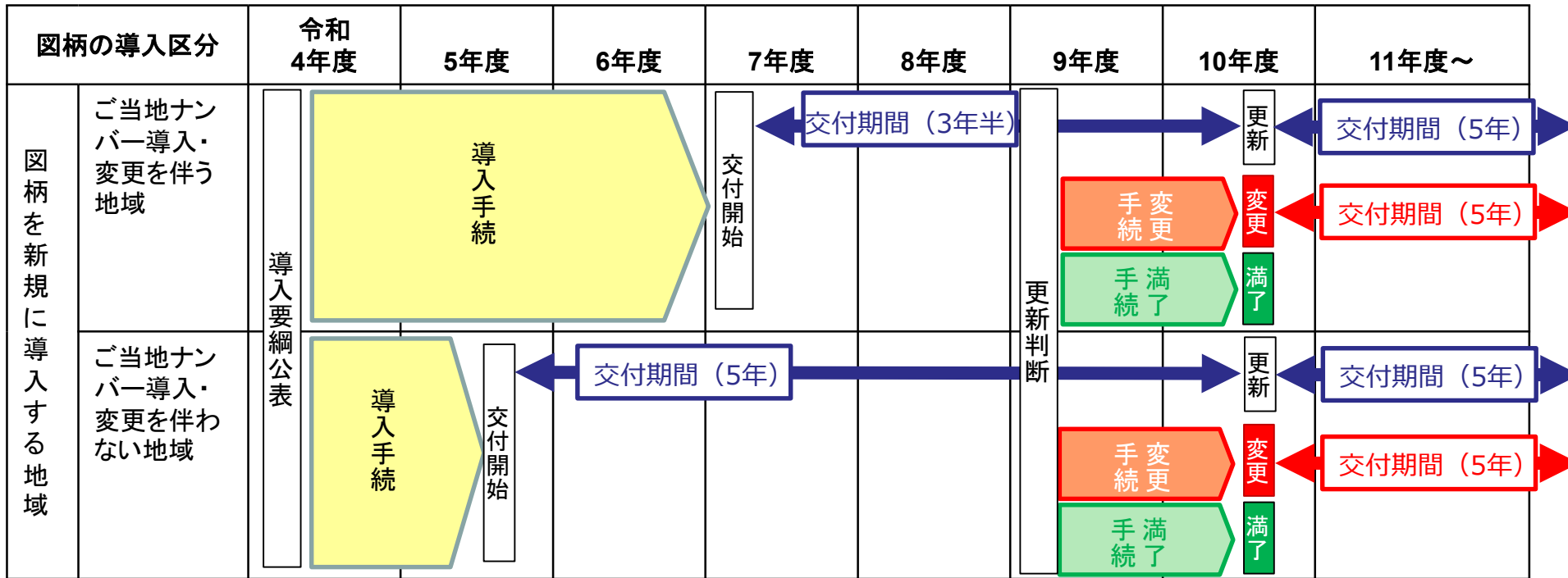
	時期	提出物
意向表明	～令和4年8月31日	・導入意向表明書(様式3)
導入申込	令和4年9月15日～令和4年9月30日	・導入申込書(様式4)
図柄提案	令和4年10月3日～令和4年11月30日	・図柄に関する提案書 (様式5-1、5-2)
交付開始	令和5年10月頃	・普及促進計画(図柄の導入・ 変更時)(様式6-1、6-2)

原則5年間の更新制



ご当地ナンバーの導入・変更を伴う図柄の導入の場合、
初回の交付期間の満了日は、同タイミングで募集された既存の
地域名表示を単位とした図柄の交付期間の満了日とする。
(2回目以降の交付期間は5年間)

今般の募集で導入した図柄の交付期間 **新**





初回の更新判断時期は、改めて通知を行う。
 (初回の更新判断時期は令和9年度中を予定)

更新基準

➤ 普及率:

更新判断時の直近四半期末時点での登録車及び軽自動車の数の合計のうち、当該地域の地方版図柄入りナンバープレートを取り付けている数の割合

⇒ 交付期間の累計の実績

➤ 申込件数:

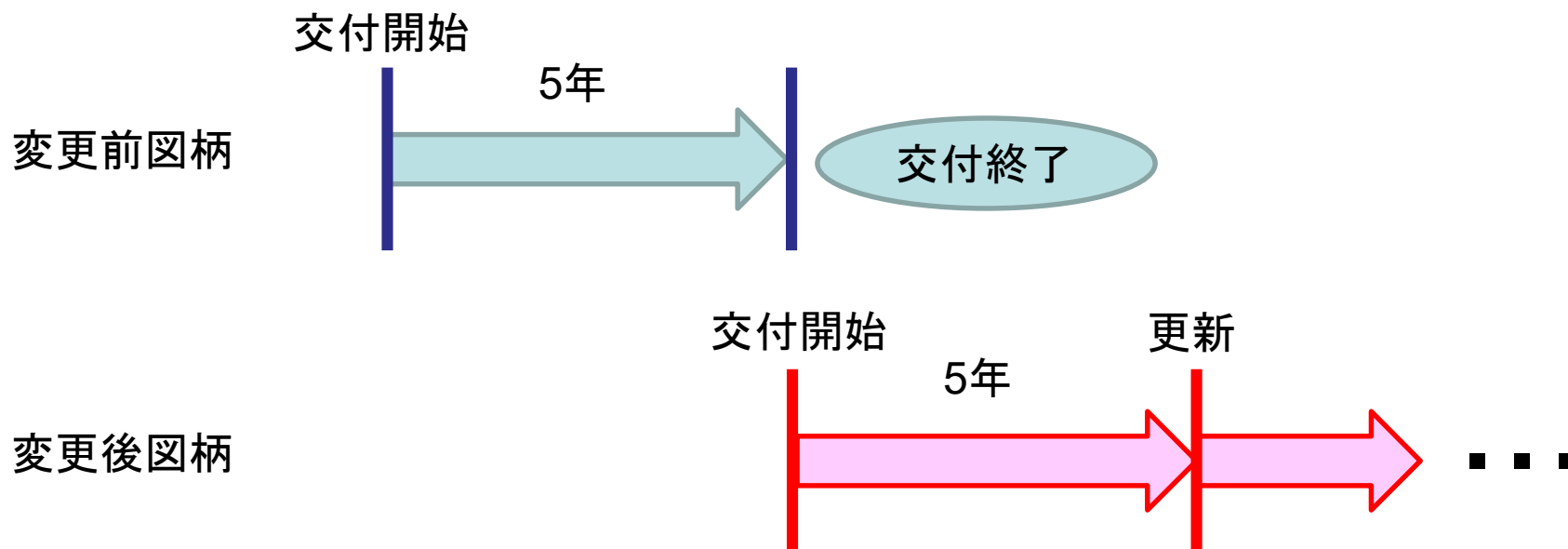
更新判断時の直近四半期末時点から過去1年間で当該地域の地方版図柄入りナンバープレートの交付の申し込みがなされた件数

⇒ 交付期間の一部の期間の実績

上記の更新基準のいずれも未達の場合、対象地域は図柄の変更又は地方版図柄入りナンバープレートの交付を終了を選択する(ご当地ナンバーは廃止されない)

更新判断の対象	普及率	申込件数
平成30年10月に交付を開始した図柄	0.8%	500件
令和2年5月に交付を開始した図柄	0.6%	500件
今般の募集によるご当地ナンバーの導入等を伴わない図柄	0.3%	500件
今般の募集によるご当地ナンバーの導入等を伴う図柄	0.2%	500件

交付期間満了にあわせて、図柄の変更が可能



ポイント

- ✓ 更新基準の達成状況に関わらず図柄の変更が可能。
- ✓ 図柄の変更手続きは、新たな図柄の手続きに準拠する。
- ✓ 図柄の微修正の場合も、変更に該当する。

	普及促進計画	普及促進活動報告
提出時期	①交付開始前 ②交付開始後、毎年4月末まで	毎年4月末まで
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交付期間における普及目標 ・提出年度における普及促進計画 ・寄付金の活用方針(交付開始前のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付期間における普及目標の達成状況 ・前年度の普及促進計画の達成状況 ・前年度の普及促進活動の取組状況
提出先	各地方運輸局	各地方運輸局

普及促進計画・普及促進活動報告作成時のポイント

- ✓ 普及目標における「総申込件数」は、更新基準に用いる「申込件数」と異なり、交付期間中の累計の交付申し込みの件数
- ✓ 普及目標における「地域独自の目標」は、地域ごとに自由に設定可能
- ✓ 普及促進計画、普及促進活動報告は国土交通省HPで公開予定

導入後の普及促進活動(飛鳥地域の取組事例)

■ イオンモールでのPRイベント

奈良運輸支局がイオンモール橿原で開催した自動車の点検整備推進イベントで「飛鳥ナンバー」をPR。



■ 誕生記念フォトコンテスト

奈良トヨタが、飛鳥ナンバーの誕生を記念し『飛鳥とクルマ』『クルマと私』をテーマに飛鳥地域での撮影写真限定でフォトコンテストを開催。



■ 協議会の広報HP

協議会が広報HPを立ち上げ、デザイン選定経緯や申込方法等の詳細にいたるまで、積極的な情報発信を実施。



■ YouTubeチャンネル

奈良TVの公式YouTubeチャンネルにて、各自治体の首長が飛鳥ナンバーへの熱い思いを語る動画を放映。(協議会HPに動画を添付)



地方版図柄入りナンバーの寄付金とは

【告示(※)で定めるフルカラー版図柄入りナンバー交付要件】
「地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減その他の地域公共交通の活性化若しくは再生に資する取組又は被害者の保護の増進を図るとともに、自動車事故の発生の防止に資する取組」への寄与

※自動車登録番号標及び車両番号表の塗色を定める告示(H29. 2.13 国土交通省告示第99号)



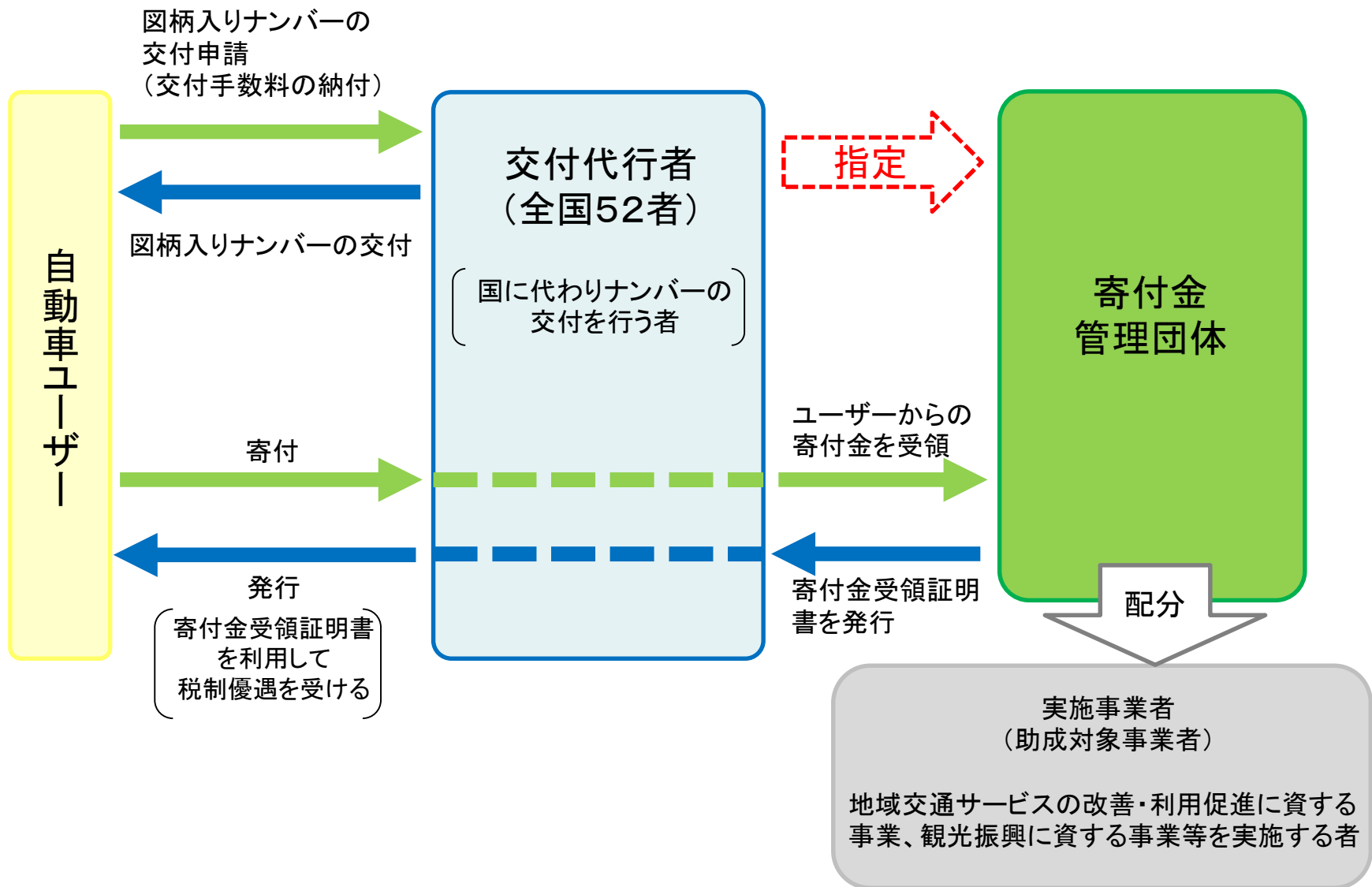
1,000円以上の寄付金

寄付金の活用事業の例

寄付金管理団体における支援(助成)対象は、以下のとおりとされています(令和3年度までの実績)

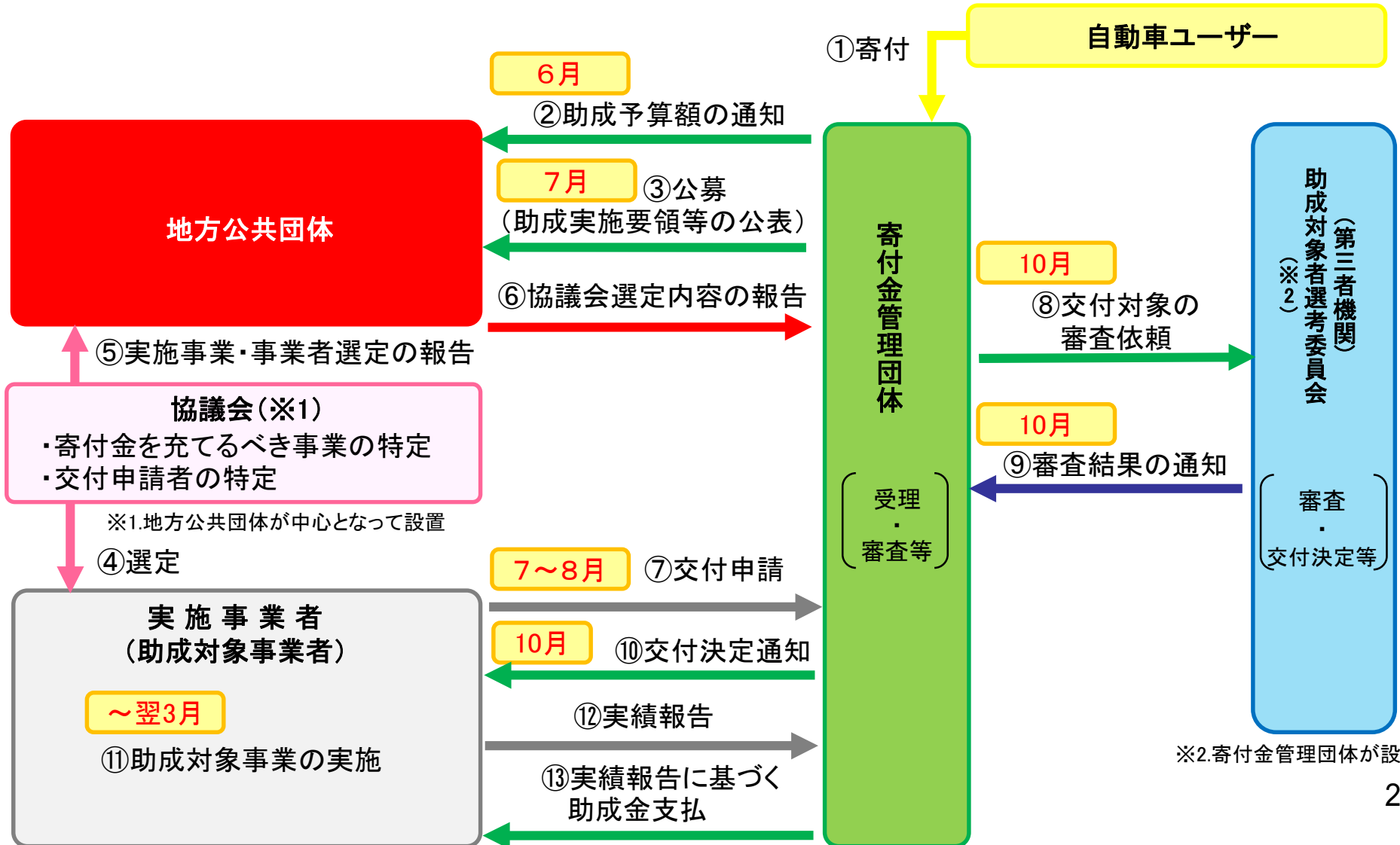
1. 高齢者、障害者の移動に係るバリアを取り除くためのノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーの普及等の公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業
2. 連節バス、バス専用道等を組み合わせて、公共交通の速達性・定時性の確保や輸送能力の増大を可能とするBRT(Bus Rapid Transit)の普及等の公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業
3. 外国人旅行者等が公共交通の移動中でも交通情報の円滑な収集が可能となるバスやタクシー等の車内、乗降場所への無料公衆無線(Wi-fi)の設置や、多言語対応のタクシー配車アプリの普及等の公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行者の受入れ体制の強化に資する事業
4. 交通事故の削減等の抜本的な改善効果が期待される自動走行システム等の新たな自動車技術や自動車分野における省エネ対策、地球温暖化対策、大気汚染対策に資する燃料電池自動車等の次世代自動車の普及に資する事業
5. 自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業
6. 公共交通機関からの二次交通の利用促進、過疎地域における地域交通の確保等の公共交通機関等の維持確保に資する事業
7. 無電柱化や、道路環境の整備等の街づくりに資する事業
8. 観光地における宿泊施設、観光案内所、トイレ、休憩所及び食堂等の整備、改修等の観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業
9. その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業

寄付金の募集・配分のスキーム



寄付金活用事業の手続きフロー

(スケジュールは令和2年度の単年度活用事業の実績)



※2.寄付金管理団体が設立

今までの寄付金活用実績

	助成事業 実施地域	助成対象事業内容	助成金 交付額
令和元年度 事業	熊本	高齢運転者安全運転装置設置支援事業 (ペダル踏み間違い防止装置設置補助)	3,582,300円
令和2年度 事業	徳島	「にし阿波」地域への観光誘致ポスター制作事業	222,500円
	香川	高齢者反射材着用促進事業 (反射たすき配布等)	974,800円
令和3年度 事業	徳島	「秋冬版マイカープラン」SNS広告効果検証事業	※
	熊本	高齢運転者ドライブレコーダー設置支援事業	※

※令和3年度事業の助成金交付額は、令和4年6月頃に寄付金管理団体から公表予定。

令和元年度事業(熊本)

高齢者安全運転支援制度のご案内

ペダル踏み間違い防止装置の
購入・設置費用の一部
(最大3万円)を補助します



ご希望の方は協力店舗へ
ご相談ください

熊本県
交通安全
推進
1台につき
最大3万円
補助

協力
店舗

設置も販売・設置
最大2万円を差し
引いた額を支払

高齢
運転者

協力店舗の一覧は熊本県ホームページに掲載しています
<http://www.pref.kumamoto.jp/>
 ホーム>利用の多いページ>助成金・補助金

本制度は、令和2年1月8日～2月末までに購入・設置が完了するものが対象となります。なお、お客様の居住地での補助となりますので、お家
がなくても各協力店舗ごとに受付を終了することがあります。

令和2年度事業(徳島)



画像提供：(公財)日本デザインナンバー財団

令和2年度事業(香川)



画像提供：(公財)日本デザインナンバー財団

自動車ユーザーが寄付をする際に、活用先をイメージできるようにすることで、寄付金活用事業による地域・図柄入りナンバーのPRにつなげる。

⇒図柄の導入地域は、図柄入りナンバーの交付開始までに以下の取り組みを行う。

①協議会の設置

②寄付金の活用方針や目標額の決定

③地域住民への寄付金活用方針の周知

協議会設立時のポイント

- ✓ 図柄の導入地域の地方公共団体が中心となって設立する
- ✓ 協議会の構成メンバーは地方公共団体側で選出可能(原則、地方運輸局は構成メンバーに含める)だが、地域振興・観光振興等に関わる内容を幅広く協議できるようにすること
- ✓ 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会等、既存の協議会の利用も可能

寄付金の活用方針決定時のポイント

- ✓ なるべく具体的な事業の方向性を示すこと(地域住民がイメージしやすいもの)
- ✓ 自動車ユーザーが裨益する、地域振興・観光振興等に資するものとする
- ✓ 寄付金は、寄付金管理団体が行う支援事業(支援事業を実施するために必要な経費を含む)や凶柄入りナンバープレートに関する調査、研究等の事業に充てられ、一部は寄付金管理団体の管理費にも充てられることとなるため、寄付金のすべてを寄付金活用事業に充てられるものではないこと
- ✓ 寄付金活用方針として定めた具体的事業等については、寄付金額が目標に届かなかった場合や大きな状況の変化等があった場合に変更可能

以下の場合、寄付を行わなくともフルカラー版図柄入りナンバーを選択可能

①自動車所有者又は使用者が公職にある者である場合
(衆議院議員、参議院議員、地方議会議員、地方公共団体の首長)

②自動車所有者が国又は地方公共団体である場合

注意

自動車の使用者が地方公共団体であっても、所有者がリース会社等の場合は寄付が必要